

議案第 61 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

上記の議案を提出する。

平成18年9月8日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の  
一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第9条の2第1項第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定  
する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所して  
いる場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」とい  
う。）を受けている場合に限る。）

第9条の2第1項に次の1号を加える。

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則  
で定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改  
正規定は、公布の日から施行する。